六　同一の火力発電所の構内（これに準ずる区域内を含む。以下同じ。）に設置された労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）の適用を受けるボイラーから蒸気の供給を受け、当該蒸気の汽力を直接その原動力とするもの又は同一の火力発電所の構内以外から電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）、労働安全衛生法若しくは熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）の適用を受けるボイラーにより蒸気の供給を受け、当該蒸気の汽力を直接その原動力とするもの

七　液化ガス用気化器により気化した熱媒体の蒸気の汽力をその原動力とするものであって、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

イ　液化ガス用気化器により気化した熱媒体に係る加熱用熱源が輻射熱を用いたものであること又は水若しくは蒸気を用いたものであること。

ロ　熱媒体として一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第二条第一項第四号に規定する不活性ガス（同項第二号に規定する毒性ガスを除く。）を用いたものであること。

ハ　熱媒体が漏えいした場合の窒息その他の危害を防止するため適切な措置が講じられていること。

（小型のガスタービンを原動力とする火力発電所）

第四条　規則第五十二条第一項の表第二号及び第六号の小型のガスタービンを原動力とする火力発電所は、当該火力発電所を構成する火力設備の全てが次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一　発電機と接続して得られる電気の出力が三百キロワット未満のもの

二　最高使用圧力が千キロパスカル未満のもの

三　最高使用温度が摂氏千四百度未満のもの

四　発電機と一体のものとして一の筐体に収められているものその他の一体のものとして設置されるもの。ただし、燃料設備及びばい煙処理設備については、この限りでない。

五　ガスタービンの損壊その他の事故が発生した場合においても、当該事故に伴って生じた破片が当該設備の外部に飛散しない構造を有するもの

（小型の水力発電設備等）

第五条　規則第五十六条の表第四号及び第五号の小型の水力設備は、第二条第一項各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

2　規則第五十六条の表第四号及び第五号の特定の施設内に設置される水力設備は、第一条各号に掲げる施設のいずれかに設置されるものとする。

（小型の汽力を原動力とする火力設備）

第六条　規則第五十六条の表第六号及び第七号の小型の汽力を原動力とする火力設備は、第三条第一号から第五号まで及び第六号又は第七号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

（小型のガスタービンを原動力とする火力設備）

第七条　規則第五十六条の表第六号及び第七号の小型のガスタービンを原動力とする火力設備は、第四条各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

（液化ガスを熱媒体として用いる小型の汽力を原動力とする火力発電所）

第八条　規則第七十九条第一号及び第九十四条第六号の液化ガスを熱媒体として用いる小型の汽力を原動力とする火力発電所は、当該火力発電所を構成する火力設備の全てが第三条第一号から第五号まで及び第七号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

（小型の水力発電所の発電設備等）

第九条　規則別表第二の発電所の項第二号（一）下欄の(1)の小型の水力発電所の発電設備は、当該発電設備を構成する水力設備の全てが第二条第一項各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

2　規則別表第二の発電所の項第二号（一）下欄の(1)の特定の施設内に設置される水力発電所の発電設備は、当該発電設備を構成する水力設備の全てが第一条各号に掲げる施設のいずれかに設置されるものとする。

（小型の汽力を原動力とする火力発電所の発電設備）

第十条　規則別表第二の発電所の項第二号（一）下欄の(2)の小型の汽力を原動力とする火力発電所の発電設備は、当該発電設備を構成する火力設備の全てが第三条第一号から第五号まで及び第六号又は第七号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

○国土交通省告示第六百号

運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第十五条第一項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表に登載された。

平成二十七年四月三十日　　国土交通大臣　太田　昭宏

事案番号	事案の種類	指定する地域	期間
平27第5001号	一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき東北運輸局長が定める営業区域の「仙台市」	平成27年6月1日から平成30年5月31日まで
平27第5002号	一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき東北運輸局長が定める営業区域の「秋田交通圏」	平成27年6月1日から平成30年5月31日まで
平27第5003号	一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき北陸信越運輸局長が定める営業区域の「新潟交通圏」	平成27年6月1日から平成30年5月31日まで
平27第5004号	一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき九州運輸局長が定める営業区域の「熊本交通圏」	平成27年6月1日から平成30年5月31日まで

○国土交通省告示第六百一号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月三十日　　国土交通大臣　太田　昭宏

第一項の表宮古島ＶＯＲの項の次に次のように加える。

伸筋上欄に同じ	沖縄県宮古郡多良間村	N24° 39′ E124° 41′	116.4	100な	し	ＮＡＥ	8時から18時28分まで	平成27年5月28日	伸筋ＤＭＥと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用

第一項の表多良間ＶＯＲの項中「平成15年10月10日から供用再開」を「平成27年5月28日から平成27年9月16日まで供用休止」に改める。

第三項の表東京２２ＩＬＳの項中「東京国際空港及びその周辺」を「東京国際空港内」に改め、「ミドルマーカー　75　1」を削る。

第四項の表下地島ＤＭＥの項の次に次のように加える。

伸筋上欄に同じ	沖縄県宮古郡多良間村	N24° 39′ E124° 41′	1,198	1.5な	し	ＮＡＥ	8時から18時28分まで	平成27年5月28日	伸筋ＶＯＲと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用